

世田谷区空家等対策審査会条例

平成27年10月2日条例第41号

改正

平成28年3月8日条例第18号

令和5年12月11日条例第73号

世田谷区空家等対策審査会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び世田谷区空家等の対策の推進に関する条例(平成28年3月世田谷区条例第19号。以下「条例」という。)の適正かつ円滑な運用を図るため、区長の諮問に応じて答申する附属機関として、世田谷区空家等対策審査会(以下「審査会」という。)を置く。

一部改正〔平成28年条例18号〕

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第13条第2項の規定により区長がしようとする勧告について意見を述べること。
- (2) 区内に存する空家等(法第2条第1項に規定する空家等をいう。)が同条第2項に規定する状態にあるか否かを審査すること。
- (3) 法第22条第1項の規定により区長がしようとする助言又は指導について意見を述べること。
- (4) 法第22条第2項の規定により区長がしようとする勧告について意見を述べること。
- (5) 法第22条第3項の規定により区長がしようとする命令について意見を述べること。
- (6) 法第22条第9項の規定により行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、区長が自らしようとし、又は第三者をしてさせようとする行為について意見を述べること。
- (7) 法第22条第10項の規定により区長が自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせようとする措置について意見を述べること。
- (8) 条例第8条第2項の規定により区長が代行しようとする安全代行措置について意見を述べること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法及び条例の適正かつ円滑な運用を図るため、区長が必要と認める事項

一部改正〔平成28年条例18号・令和5年73号〕

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、建築、法律等に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他必要と認める者のうちから、区長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の双方に事故があるとき、又はその双方が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第6条 審査会は、区長が招集する。

(会議)

第7条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月8日条例第18号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月11日条例第73号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和5年12月規則第125号で、同5年12月13日から施行）